



《宿泊施設向け》 取扱マニュアル

2022.12.12
Ver.5

1) 事業目的

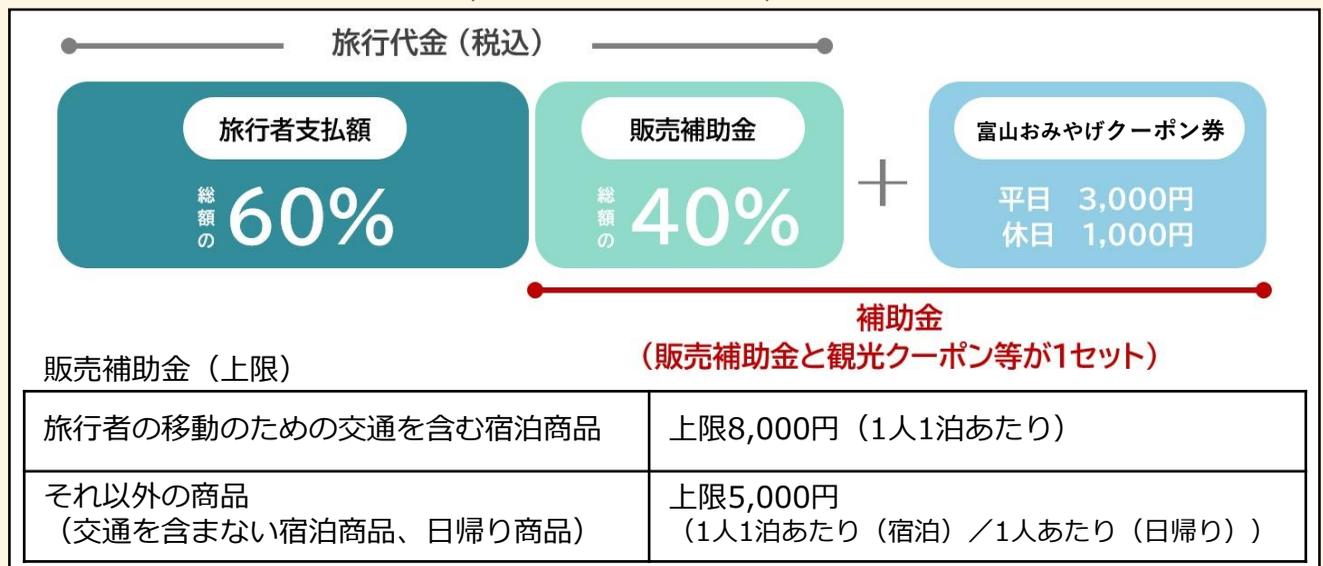
地域観光をより一層強力に支援するため、地域観光事業支援における需要創出支援として、全国を対象とした観光需要喚起策（全国旅行支援）「富山で休もう。とやま観光キャンペーン」を実施します。

2) 事業概要

(1) 宿泊サービス（宿泊事業者）：2022年10月11日～2022年12月27日

<支援内容>

- ・旅行代金の40%の販売補助 ※交通を伴う場合上限8,000円、
それ以外は上限5,000円（下図参照）
- ・最低宿泊料金 ……平日：5,000円 / 休日：2,000円



(2) 日帰り旅行商品：2022年10月11日～2022年12月27日

旅行会社の主催する日帰り旅行に限る。デユースは対象外とする。

<支援内容>

旅行代金の40%を販売補助 ※上限5,000円（上図参照）

(3) 富山おみやげクーポン券：2022年10月11日～2022年12月27日

※2022年12月27日に宿泊サービスを利用した場合、2022年12月28日まで利用可

<支援内容>

- ・上記キャンペーン利用者に、旅行中に使用できる「富山おみやげクーポン券」を配付
※「旅行中」とは宿泊旅行の場合はチェックイン日～チェックアウト日を、日帰り旅行の場合は当日のみを指します。
- ・平日配付：3,000円
- ・休日配付：1,000円 ※上図参照

(1) 宿泊サービス（宿泊事業者）

項目	内容
対象者	日本国内に居住する旅行者 ※本人確認に必要な書類を以て日本国内に居住していることを示す必要があります ※補助適用を受けるには、ワクチン接種済証等（3回接種）または陰性の検査結果通知書の提示が必要
対象期間	2022年10月11日～2022年12月27日（2022年12月28日チェックアウト分まで）
実施内容	旅行代金の40%を販売補助 ※交通を伴う場合上限8,000円、それ以外は上限5,000円 ※詳細は前頁図表参照 ※端数処理は1円単位(小数点第一位切り捨て)
対象となる旅行	①「全国を対象とした観光需要喚起策」（全国旅行支援）に登録されている全国の旅行会社、OTAで「富山で休もう。とやま観光キャンペーン」に登録されている富山県内の宿泊施設に予約した旅行 ②「富山で休もう。とやま観光キャンペーン」に登録されている富山県内の宿泊施設に予約した宿泊
最低宿泊代金	平日 5,000円 休日 2,000円 ※1人1泊あたり
連泊制限	1旅行予約単位で7泊分まで
利用限度	制限なし（本事業の実施期間中、利用回数に上限は設けない）
利用可能施設等	本キャンペーンに登録された旅行会社、宿泊施設
取消料	取消料は、補助金適用前の旅行代金に乗じて算出する

(2) 日帰り旅行商品

項目	内容
対象者	日本国内に居住する旅行者 ※本人確認に必要な書類を以て日本国内に居住していることを示す必要があります ※補助適用を受けるには、ワクチン接種済証等（3回接種）または陰性の検査結果通知書の提示が必要
対象期間	2022年10月11日～2022年12月27日
実施内容	旅行代金の40%を販売補助 ※上限5,000円 ※端数処理は1円単位(小数点第一位切り捨て)
対象となる旅行	「全国を対象とした観光需要喚起策」（全国旅行支援）に登録されている全国の旅行会社、OTAの販売する日帰り旅行の内、富山県内を主たる目的地とした旅行
最低旅行代金	平日 5,000円 休日 2,000円 ※1人あたり
利用限度	制限なし（本事業の実施期間中、利用回数に上限は設けない）
利用可能施設等	本キャンペーンに登録された旅行会社
取消料	取消料は、補助金適用前の旅行代金に乗じて算出する

(3) 富山おみやげクーポン券

項目	内容
対象者	(1) (2)の利用者
配付期間	2022年10月11日～2022年12月27日 (2022年12月27日に宿泊サービスを利用した場合、2022年12月28日まで利用可)
配付条件	平日：3,000円配付 / 休日：1,000円配付 ※宿泊旅行については、宿泊日とその翌日がともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。 ※日帰り旅行については、土曜・日曜・祝日を「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。 ※「平日」、「休日」の区分は本書の富山おみやげクーポン券配付カレンダーを参照してください
利用期間	(1)【宿泊サービス】：チェックイン日～チェックアウト日 (2)【日帰り旅行商品】：旅行当日
配付場所	(1)【宿泊サービス】：宿泊施設 (2)【日帰り旅行商品】：旅行会社の配置する添乗員または現地係員
利用可能施設等	本キャンペーンに加盟店登録済みの店舗

「宿泊サービス（宿泊事業者）」の登録条件

本事業に宿泊事業者として登録するためには、次の全ての条件を満たす必要があります。

- 富山県内にある宿泊施設であること。
- 「旅館業法」（昭和23年法律第138号）第2条第2項から第4項の営業許可など、当該施設を運営する上で必要な許可を得ていること。
- 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例（平成23年県条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない。また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。
- その他公序良俗に反しないこと。
- 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- 対象商品の販売に際しては、本事業の対象であることを明らかにするとともに、本来の価格と補助金適用後の価格を明示し、その差額に対し、本事業による支援があることを消費者が明確に認知できるようにすること。
- 旅行者が対象商品を利用するに際しては、マニュアル・実施要領に従い旅行者全員の本人確認、居住地確認を必ず行うこと。
- ワクチン接種済証もしくは陰性の検査結果通知書等の確認を必ず行うこと。
- 補助金申請システムへ必要事項を必ず入力すること。
- 富山おみやげクーポン券について、適正な取扱いができること。
- 事務局からの連絡は基本的に電子メールであることを理解し、漏れの無いように対応すること。
- 補助金申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに報告すること。
- 公的な事業という観点から支援金を自己又は自社の利益とするような行為は行わないこと。
- 国、富山県が本事業に関する実施状況、経理の状況等について調査を実施する場合、誠実に対応すること。
- 本事業者としての登録条件ならびに対象商品の販売や富山おみやげクーポン券の配付に関して不正受給等を行っていることが判明した際には、県からの不正受給等への返還請求に応じるとともに、法人名等の公表に応じること。
- 宿泊事業者は、旅館業法及び住宅宿泊事業法に定める宿泊台帳等により旅行者の宿泊実績等を管理すること。
- 本事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにすること。
- **本事業に関する帳簿及び証拠書類（補助金申請証明書など）を整備し、交付を受けた年度の翌年度から5年間保管すること。**
- 県が実施する本事業に係る販促キャンペーン等へ協力すること。
- 本事業の中止を含めて富山県が行った決定に対して、異議は一切申し立てないこと。
- この申込内容に虚偽があり、またはこの同意事項に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないこと。

旅行会社からのお申込みの場合でも、宿泊施設に直接お申込みをされた場合でもワクチン接種済証もしくは陰性の検査結果通知書等の確認を行う必要があります。

申し込み方法は、**1** または **2** のいずれかになります。

キャンペーン申込の流れ



キャンペーン参加者

1 旅行会社店頭・OTAで
旅行・宿泊を予約

ステップ 1
キャンペーン加盟旅行会社の店頭・OTAにて旅行・宿泊の予約を行う



ステップ 2
「ワクチン接種済証もしくは陰性の検査結果通知書」と「居住地確認書類」の確認（店頭の場合）

- ◎ ワクチン接種済証もしくは陰性の検査結果通知書、居住地の確認
- ※ 本事業適用希望者全員分
- ※ 陰性の検査結果通知書については、旅行当日に有効期限内のもの
- ◎ 本事業の補助金の対象となる商品を販売した場合、宿泊事業者へ通知
- ◎ 旅行当日、宿泊施設で陰性の検査結果通知書で確認する参加者には、必ず持参するよう伝えること。

ステップ 3
精算
※ 旅行会社・OTAが補助金を算出し、web上もしくは旅行会社店頭にて精算を行う。

ステップ 4
**宿泊施設に
チェックイン**



「ワクチン接種済証もしくは陰性の検査結果通知書等」と「本人確認書類」の確認

富山おみやげクーポン券配付

「富山おみやげクーポン券 配付管理表」に入力

※ 宿泊施設担当者による補助金申請システムへの入力は不要

「富山おみやげクーポン券配付管理表」(Excel)に入力が**必要**



2 宿泊施設に直接予約

ステップ 1
電話等で宿泊施設に予約
※ 予約方法等は宿泊施設によって異なります。



補助金申請システム入力が必要



ステップ 2
精算
※ クレジットカード等による事前決済、現地決済(チェックイン時・チェックアウト時共)のどちらも本事業の対象となります。

ステップ 3
チェックイン



「ワクチン接種済証もしくは陰性の検査結果通知書等」と「本人確認書類」の確認

富山おみやげクーポン券配付

補助金適用証明書に署名をもらう

氏名	性別	年齢	職業	備考
富山 太郎	男	30	会社員	
富山 次郎	男	25	学生	
富山 三郎	男	20	学生	
富山 四郎	男	15	学生	
富山 五郎	男	10	学生	
富山 六郎	男	5	学生	
富山 七郎	男	0	学生	
富山 八郎	男	0	学生	
富山 九郎	男	0	学生	
富山 十郎	男	0	学生	



「富山おみやげクーポン券配付管理表」(Excel)に入力は**不要**



「富山おみやげクーポン券」の配付について

1 旅行会社店頭・OTAで旅行・宿泊を予約 の場合

旅行会社店頭・OTAから予約が入った場合、「富山おみやげクーポン券 配付管理表」(Excel)に必要事項を入力してください。

富山おみやげクーポン券の配付枚数は、「平日」・「休日」の区分に応じて変わります。本書に掲載された富山おみやげクーポン券配付カレンダーを参照の上、誤りがないよう配付ください。

富山おみやげクーポン券の過剰配付・誤配付があった際、回収の責は宿泊事業者が負うこととなりますのでご注意ください。※補助金申請システムへの入力は不要です

「富山おみやげクーポン券配付管理表」(Excel)イメージ

宿泊施設名		●●ホテル									
No.	宿泊日	氏名(カタカナ) ※フルネーム	泊数	人数	日数 (平日)	日数 (休日)	配付 枚数計	配付額	備考		
例1	2022/10/15	タテヤマ イチロウ	2	2	1	1	8	¥8,000			
例2	2022/10/16	ゼンコク ハナコ	2	2	2	0	12	¥12,000			
例3	2022/10/17	ジンツウ イチロウ	1	1	1	0	3	¥3,000			
例4	2022/10/18	リンケン シロウ	3	2	3	0	18	¥18,000			
例5	2022/10/20	トヤマ タロウ	3	1	2	1	7	¥7,000			
1			0				0	¥0			
2			0				0	¥0			
3			0				0	¥0			
4			0				0	¥0			
5			0				0	¥0			
6			0				0	¥0			
7			0				0	¥0			
8			0				0	¥0			
9			0				0	¥0			
10			0				0	¥0			

2 宿泊施設に直接予約 の場合 ※別冊：補助金申請システムマニュアル参照

補助金申請システムに必要事項を入力ください。

富山おみやげクーポン券の配付枚数は、「平日」・「休日」の区分に応じて変わります。本書に掲載された富山おみやげクーポン券配付カレンダーを参照の上、誤りがないよう補助金申請システムに配付枚数を入力し、同数を配付してください。

富山おみやげクーポン券の過剰配付・誤配付があった際、回収の責は宿泊事業者が負うこととなりますのでご注意ください。

補助金申請システム入力画面イメージ

チェックイン日 年 / 月 / 日	A 旅行代金 (単価) 円	利用者 (大人・小人・幼児) ----- 選択してください -----	B 人数	C 旅行代金 (A×B) 0 円
行追加	削除			旅行代金合計 0 円
				補助金合計 0 円
				お客様支払額 0 円
				※旅行代金合計－補助金合計
				クーポン枚数合計

既存予約の取扱いについて

すでに予約されている旅行は、次の〈既存予約を補助の対象とするための条件〉をすべて満たしたうえで、補助の対象とすることが可能です。

〈既存予約を補助の対象とするための条件〉※これらの手続きを事業開始後に完了することが必要です。

- 旅行者に対して「補助の対象にする」旨の承諾を得る
- 旅行者が本事業（居住地確認、ワクチン接種歴確認等）を利用するかを確認する
- 旅行者の支払済み代金から40%相当額を返金する

次のような合理的な理由があり「実務上対応ができない旅行」は、補助の対象としないこともできます。

- 事業開始までの期間が短く、旅行事業者の社内システム等の関係で条件を満たせない場合
- 事業者毎に定める期限までに、旅行者事由により旅行者へ本事業を利用するかどうかの確認ができない場合（連絡をしてもつながらない等）
- 旅行者の出発前までに、地域クーポン付与の対応等が行えない場合
- その他、合理的な理由において対応が行えない場合

本人確認・居住地確認について

【本人確認】（下記1点で認められるもの）

マイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・在留カード・特別永住者証明書・海技免状等国家資格を有することを証明する書類・障がい者手帳等福祉手帳・船員手帳・戦傷病者手帳・国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書

（2点で認められるもの、次の①+①または①+②の組合せのみ可能）

- ①健康保険等被保険者証・介護保険被保険者証・年金手帳・年金証書
- ②学生証・会社の身分証明書・公の機関が発行した資格証明書
- ・中学生以下の旅行者であって上記書類が揃わない場合は、本人の健康保険証で可

【居住確認】（上記「本人確認」書類に現住所記載があれば居住地確認も兼ねる）

公共料金の領収書（電気・ガス・水道等）、国税または地方税の領収書または納税証明書・社会保険料の領収書・住民票の写し・賃貸借契約書

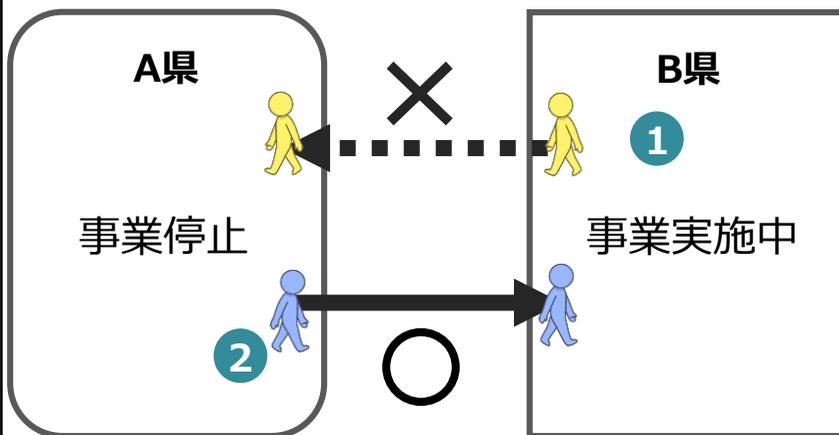
事業停止中の都道府県から出発する旅行の取扱いについて

感染状況等により事業が停止された都道府県の全部または一部の区域から出発する旅行は、次のア)～ウ)のいずれに該当するかを確認の上、取扱いください。

なお、記載内容はあくまでも当事業の「補助の対象となるかどうか」についてを示すものです。

【例】富山県にて事業が停止される場合

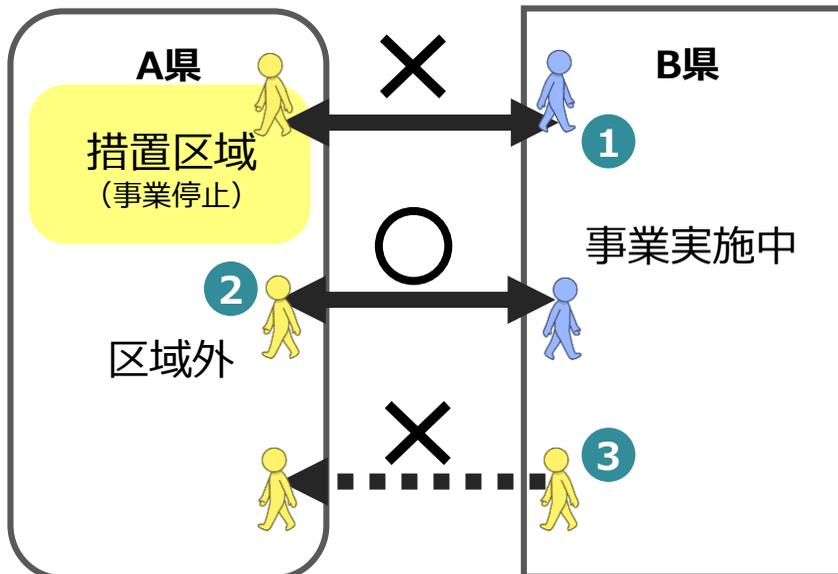
ア) 感染状況等を考慮した上で、**A県（知事）**の判断で事業停止する場合



①B県の居住者が事業停止のA県へ旅行する場合は補助金の適用はされない。

②A県の居住者が事業実施中のB県へ旅行する場合は補助金の適用可能。

イ) A県の一部区域が**緊急事態宣言措置区域**または**まん延防止等重点措置区域**となる場合



①当該措置区域では双方への旅行において補助金の適用はされない。

②A県の措置区域外では双方への旅行において補助金の適用可能。

③「②」において、A県の判断で措置区域外も事業停止となる場合、A県への旅行に補助金は適用されない。

ウ) 国がA県の感染状況が相当程度悪化していると判断した場合

(ア)の場合でも、(イ)の場合でも双方への旅行において補助金の適用はされない。

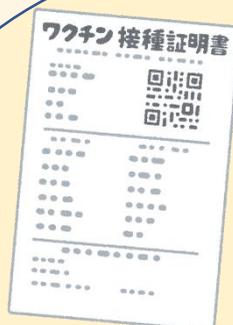
※事業を停止した都道府県の情報は各都道府県ウェブサイト等にて確認ください

ワクチン接種済証もしくは陰性の検査結果通知書等の確認

<予約・受付時の対応>

- ① ワクチン接種歴（3回目接種）のある方へは、接種歴が確認できる原本または画像や写し等の確認をするため、チェックイン当日に必ず持参するように案内してください。
- ② チェックイン時にワクチン接種歴（3回目接種）条件を満たさない方へは、チェックイン当日に検査結果陰性を証明するものを掲示（原本または画像や写し等で可）する必要がある旨を案内してください。
※ 検査結果を証明するものは、下記の事柄が記載されているものに限りです。
・ 検査を受けた本人の氏名 ・ 検査結果 ・ 検査方法 ・ 検査をした施設、場所名
・ 検体採取日 ・ 検査管理者氏名 ・ 有効期限
- ③ 上記①②を満たさない場合は、チェックイン当日に抗原定性検査等を実施していただく必要があることを案内してください。
※ 宿泊事業者にて抗原定性検査を実施していない場合に、近隣に検査施設があれば、そちらを案内してください。
- ④ 上記③を実施した際に、陽性の場合は医療機関又は相談センターへ速やかに受診していただくことを案内してください。また、濃厚接触が考えられる同行者がいる場合は、速やかに保健所に相談していただくことを案内してください。
- ⑤ チェックイン時に上記①②③④を必ず実施することを条件に補助が適用される旨ご案内ください。（事業者HPで適用プランに明記もしくは電話予約時に案内等。）
- ⑥ 併せて条件を満たさない場合のキャンセル料の取り扱い、宿泊プランの変更等も案内してください。

<ポイント：チェックイン当日に有効な接種歴が確認できるもの、もしくは陰性証明書が必要な旨を案内！>



OR

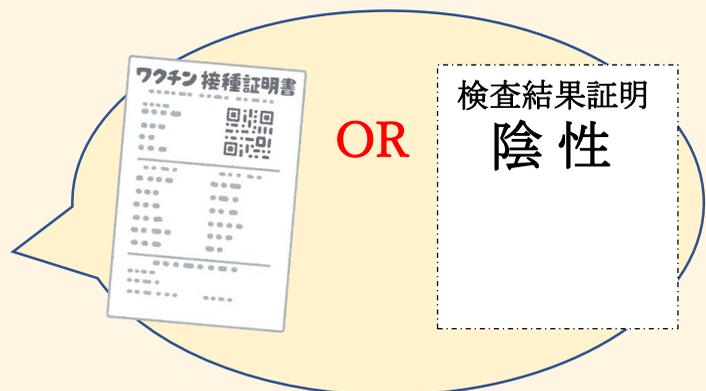
検査結果証明
陰性

ワクチン接種済証もしくは陰性の検査結果通知書等の確認

<チェックイン時の対応>

- ① ワクチン接種歴（3回目接種）のある方（12歳以上）は、接種歴が確認できる原本または画像や写し等の確認をしてください。（旅行会社経由の予約の場合は旅行会社からの連絡内容を事前に確認する）
 - ※学校等の活動に係るツアーや宿泊サービスについては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行い、上に記した内容を実施しない。
 - ※監護者が同伴する場合には、12歳未満は検査不要。
ただし、自粛要請の対象となる場合（地域観光支援ではレベル2以下での適用となるため、まん延防止重点措置区域に係る県またぎ移動が該当）にあたっては、6歳以上12歳未満は検査が必要。
- ② チェックイン時にワクチン接種歴（3回目接種）を満たさない方へは、チェックイン当日に検査結果陰性を証明するものをご確認ください。
 - ※旅行開始日において検査結果の有効期限を過ぎていないことを確認してください。
 - ※PCR検査・抗原定量検査は検体採取日より3日以内、抗原定性検査は検査日より1日以内。
- ③ 上記①②を確認する際には必ず身分証明書等により本人であることを確認してください。
- ④ 上記①②を証明する書類等を持参しなかった際に、宿泊事業者にて抗原定性検査を実施していない場合は、近隣に検査施設があればそちらを案内してください。
 - ※抗原定性検査の実施が難しい場合、予約・受付時の対応⑥で示したとおり、キャンセル対応やワクチン・検査パッケージを利用条件としない別プランを案内する等してください。

<ポイント：チェックイン時に有効な接種歴が確認できるもの、もしくは陰性証明書を確認。>



<補助適用外の場合>

・下記の場合は補助の適用ができません。

- ① 検査結果が陽性または判定不能の場合。
- ② チェックイン当日に有効な検査結果を得ることが出来なかった場合 ※後日確認は補助金適用不可
- ③ ワクチン接種歴（3回目接種）を確認できる書類等を持参しなかった場合。
※検査結果が陽性の場合、医療機関や受診・相談センターを紹介するなど受診を促してください。
※同行者の中に陽性者の同居人等、濃厚接触者と考えられる者がいる場合は、保健所への相談等を促してください。

■ 宿泊商品の造成について

富山で休もう。とやま観光キャンペーン

補助の対象となる宿泊商品

補助対象とする宿泊商品の基準・考え方

「宿泊料金等の水増し行為をしていない」「施設の予約を捏造していない」
 「旅行者が旅程の全部または一部に意図的に参加しないような行為のほう助や教唆等をしていない」ことを前提として、次の基準・考え方に照らして宿泊商品を造成・販売ください。

- ① **感染拡大防止の観点から問題がないこと**
 富山県の定める感染拡大防止策を遵守していることが前提です。
- ② **商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること**
 商品に含む物品やサービスの内容は、当該商品の旅行目的に沿っており、かつ旅行目的地での消費に寄与している（旅行目的地に関連している）必要があります。
- ③ **商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと**
 上記②を前提としたうえで、宿泊旅行商品に含む物品やサービスの価額については、そのおおむね2倍を上限の目安にしてください。
- ④ **旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること**
 宿泊商品に含む物品やサービスは、旅行期間中に旅行者が享受できるものが基本となりますが、その特性上、旅行の開始前からまたは旅行の終了後においても旅行日程に付随するものは補助の対象にできます。（例「チェックアウト後、スーツケースをご自宅へ配送する」）
- ⑤ **ライセンスや資格の取得を目的としないこと**
- ⑥ **上記①～⑤のほか、対象商品として適切でないと認めるものではないこと**
 旅行は多様な価値創出や企画によって成立するものであることを踏まえ、上記①～⑤の判断基準に照らした上で、個別具体的に補助の対象とするか否かを社会通念上の観点も含めて総合的に判断します。



補助の対象外となる宿泊商品

旅行代金等の水増しとなる補助金申請

補助金は事業者により申請される宿泊代金を基準として算出されます。そのため、宿泊代金や宿泊日程、宿泊者数を不当に吊り上げ都道府県の補助金を多く引き出す不正行為が想定されます。

次のような事例は「水増し申請」の手法となりえるため、取扱いにはご注意ください。

① 現金および現金同等に扱われる金券、換金目的または換金性の高いものを含む場合

次のような「現金」、「現金と同等に扱われる金券類」、「有価証券」等宿泊代金に含めることは、宿泊代金を水増しする行為と判断し、「宿泊プラン全体」が補助の対象外です。

○ 現金および金券類（QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等 紙・デジタルを問いません）

ただし、次の（ア）～（ウ）の**すべてを満たすものに限って**は商品に含めることが可能です。

（ア）金券の用途となる物品またはサービスが、券面に記録されたものである

ただし宿泊施設の館内利用券に限り金額の明示は可能

（イ）用途が具体的に特定されている、または限定された複数の用途の中から

ひとつを選択して利用するものである

（ウ）当該商品の旅行期間内に目的地内でのみ利用できるものである

○ 収入印紙や切手

② 自社で価格決定をする旅行商品に対して割引を行った場合

補助の対象となる旅行商品の価格を決定している事業者が当該商品に対して割引クーポンやポイント等（名称を問いません）を付与する旅行は、次のように取扱いください。

○ 価格決定権がある事業者が自らの補助対象商品にのみ付与する割引クーポン等

⇒付与することは制限しませんが、本事業の補助額を算出する前に適用ください。

（例 10,000円の宿泊で1,000円の割引クーポンを利用する場合は、1,000円分を事前に引いた9,000円を基準として販売補助額を算出します）

○ 価格決定権がある事業者が自らの補助対象商品にのみ付与するポイント等

⇒付与できません。

※「第三者の原資により付与されているもの」、「本事業開始前より恒常的に顧客販促で適用されているもの」、「広く全ての会員に適用されるもの」等の付与を妨げるものではありません。

宿泊旅行商品

販売補助金の上限は1人1泊あたり5,000円(連泊上限7泊分まで)です。「本書で示す基準・考え方を満たさないもの」、「個人で手配・利用するもの」、「事前に予約を行っていないもの」は補助の対象外です。

宿泊旅行とは

- 「宿泊サービス」のみで補助の対象の旅行商品となります。
- 「宿泊サービス」には「物品やサービス」を加えることが可能です。

宿泊サービス

各都道府県に参画登録のある
「宿泊施設」



(例) 旅館、ホテル、民泊、宿泊施設に準ずるもの等
・要件は富山県の規程にて確認ください

物品やサービス

食事・飲み物



入場観光施設



レンタカー
レンタサイクル



旅行目的地に
見合った土産



体験型アクティビティ



※宿泊サービスのうち、宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日である、「デユース」については、補助の対象外となります。

販売補助金算出手順

販売補助金は、補助金申請システムに入力いただいた内容を基に自動で算出されます（※富山おみやげクーポン券配付枚数は自動入力されません。各宿泊事業者がカレンダーを参照して入力ください）。ただし、販売補助金の適用を受ける宿泊商品は最低宿泊代金を上回る必要があります。

販売補助金の確認手順（宿泊代金総額）

合計宿泊代金：162,500円/2泊3日の宿泊旅行/大人2名、子供1名参加

- ① 参加者全員の旅行代金総額に対して40%を乗じて販売補助金とします。
- ② 旅行商品種別ごとの1人1泊あたりの上限額を、泊数と人数で乗じて該当旅行の上限を算出します。
- ③ ①と②を比べ、①が②（上限額）を超えていた場合、②（上限額）が実際の販売補助金となります。

宿泊代金総額 … 162,500円

販売補助金上限 … 5,000円

販売補助金 … 40%

泊数…2泊 人数…3人

162,500円×40%
=65,000円

③ 上限
チェック

>

適用 5,000円×2泊×3人
=30,000円

※上記計算はシステムによって自動で行われます。

宿泊事業者はシステムに提示された額を補助金額として採用してください。

補助金申請システム入力画面イメージ

チェックイン日 年 / 月 / 日 □	A 旅行代金 (単価) 円	利用者 (大人・小人・幼児) ----- 選択してください ----- ▾	B 人数	C 旅行代金 (A×B) 0 円
行追加	削除			旅行代金合計 0 円
				補助金合計 0 円
				お客様支払額 0 円
				※旅行代金合計－補助金合計
				クーポン枚数合計

最低宿泊代金の設定

本事業では富山おみやげクーポン券が定額で配付されるため、廉価な旅行商品では、補助金を受けることにより旅行者への利益（逆ザヤ）が発生する場合があります。そのような事態を防ぐ（旅行者の実質負担額を0円以上にする）観点から、補助の対象となるすべての旅行における1人1泊/日あたりの最低宿泊代金を設定します。**最低宿泊代金未満の宿泊商品は、補助の対象外です。**

最低宿泊代金は、複雑な計算を避けるために1,000円単位で設定することとし、1人1泊/日あたり平日5,000円、休日2,000円です。※本マニュアルの「最低宿泊代金 平日・休日カレンダー」（P18~20）を参照してください。

〈平日における最低宿泊代金〉

宿泊代金の日別平均単価	販売補助率	富山おみやげ クーポン券
5,000円以上	40%	3,000円
5,000円未満	補助なし	配付なし

〈休日における最低宿泊代金〉

宿泊代金の日別平均単価	販売補助率	富山おみやげ クーポン券
2,000円以上	40%	1,000円
2,000円未満	補助なし	配付なし

富山おみやげクーポン券配付額に応じて最低宿泊代金は変動します。当該日程において最低宿泊代金を下回っていないかを確認の上、補助の対象となる宿泊商品を販売ください。また、**他の割引クーポン等を利用した場合においても、割引後の宿泊代金が最低宿泊代金を下回る場合は同様に補助の対象外となります。**

●旅行者に利益（逆ザヤ）が発生する場合の考え方

合計宿泊代金：4,000円/1泊2日の宿泊旅行/1名参加 ※平日

合計宿泊代金 4,000円 < 最低宿泊代金 5,000円

この場合、合計旅行代金が最低宿泊代金を下回るため、当該旅行商品は**補助の対象外**です。このように旅行者の実質負担額が0円未満になる（旅行者に利益が発生する）ことを避けるために、最低宿泊代金を設定しています。



最低宿泊代金の確認手順

- ① 次の算出式で、当該宿泊日程の最低宿泊代金を算出します。
 $(\text{平日数} \times 5,000\text{円} + \text{休日数} \times 2,000\text{円}) \times \text{参加人数}$
- ② 合計宿泊代金と①を比較し、宿泊代金が①を下回る場合は補助の対象外です。

子供や幼児も1名としてカウントして算出できることに留意ください。宿泊代金総額から計算する場合は、次の例のように大人料金だけで算出すると最低宿泊代金以上でも、**宿泊代金の異なる乳幼児を人数に加えることにより最低宿泊代金未滿となる場合があります。**

【例】複数の宿泊が含まれる宿泊商品に無料の乳幼児が参加する場合

合計宿泊代金：28,000円/2泊3日の宿泊旅行 ※平日2泊

〈大人2名で参加の場合〉

$(\text{平日数} \times 5,000\text{円} + \text{休日数} \times 2,000\text{円}) \times \text{参加人数}$
 $(2\text{日} \times 5,000\text{円} + 0\text{日} \times 2,000\text{円}) \times 2\text{名} = \text{最低宿泊代金 } 20,000\text{円}$
 ⇒合計宿泊代金が最低宿泊代金以上のため補助の対象となる。

〈大人2名 + 無料の乳幼児で参加の場合〉

$(\text{平日数} \times 5,000\text{円} + \text{休日数} \times 2,000\text{円}) \times \text{参加人数}$
 $(2\text{日} \times 5,000\text{円} + 0\text{日} \times 2,000\text{円}) \times 3\text{名} = \text{最低宿泊代金 } 30,000\text{円}$
 ⇒合計宿泊代金が最低宿泊代金未滿のため補助の対象外となる。



各日の最低宿泊代金（宿泊旅行/1人1泊あたり）

○ 平日：5,000円 ○ 休日：2,000円

○ 宿泊旅行については、宿泊日とその翌日がともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。

<2022年10月> 最低宿泊代金 平日・休日カレンダー

1日(土)		16日(日)	平日 5,000円
2日(日)		17日(月)	平日 5,000円
3日(月)		18日(火)	平日 5,000円
4日(火)		19日(水)	平日 5,000円
5日(水)		20日(木)	平日 5,000円
6日(木)		21日(金)	平日 5,000円
7日(金)		22日(土)	休日 2,000円
8日(土)		23日(日)	平日 5,000円
9日(日祝)		24日(月)	平日 5,000円
10日(月祝)		25日(火)	平日 5,000円
11日(火)	平日 5,000円	26日(水)	平日 5,000円
12日(水)	平日 5,000円	27日(木)	平日 5,000円
13日(木)	平日 5,000円	28日(金)	平日 5,000円
14日(金)	平日 5,000円	29日(土)	休日 2,000円
15日(土)	休日 2,000円	30日(日)	平日 5,000円
		31日(月)	平日 5,000円

<2022年11月> 最低宿泊代金 平日・休日カレンダー

1日(火)	平日 5,000円	16日(水)	平日 5,000円
2日(水)	平日 5,000円	17日(木)	平日 5,000円
3日(木・祝)	平日 5,000円	18日(金)	平日 5,000円
4日(金)	平日 5,000円	19日(土)	休日 2,000円
5日(土)	休日 2,000円	20日(日)	平日 5,000円
6日(日)	平日 5,000円	21日(月)	平日 5,000円
7日(月)	平日 5,000円	22日(火)	平日 5,000円
8日(火)	平日 5,000円	23日(水・祝)	平日 5,000円
9日(水)	平日 5,000円	24日(木)	平日 5,000円
10日(木)	平日 5,000円	25日(金)	平日 5,000円
11日(金)	平日 5,000円	26日(土)	休日 2,000円
12日(土)	休日 2,000円	27日(日)	平日 5,000円
13日(日)	平日 5,000円	28日(月)	平日 5,000円
14日(月)	平日 5,000円	29日(火)	平日 5,000円
15日(火)	平日 5,000円	30日(水)	平日 5,000円
		31日(木)	平日 5,000円

<2022年12月> 最低宿泊代金 平日・休日カレンダー

1日(木)	平日 5,000円	16日(金)	平日 5,000円
2日(金)	平日 5,000円	17日(土)	休日 2,000円
3日(土)	休日 2,000円	18日(日)	平日 5,000円
4日(日)	平日 5,000円	19日(月)	平日 5,000円
5日(月)	平日 5,000円	20日(火)	平日 5,000円
6日(火)	平日 5,000円	21日(水)	平日 5,000円
7日(水)	平日 5,000円	22日(木)	平日 5,000円
8日(木)	平日 5,000円	23日(金)	平日 5,000円
9日(金)	平日 5,000円	24日(土)	休日 2,000円
10日(土)	休日 2,000円	25日(日)	平日 5,000円
11日(日)	平日 5,000円	26日(月)	平日 5,000円
12日(月)	平日 5,000円	27日(日)	平日 5,000円
13日(火)	平日 5,000円	28日(月)	
14日(水)	平日 5,000円	29日(火)	
15日(木)	平日 5,000円	30日(水)	
		31日(木)	

「富山おみやげクーポン券」について

富山おみやげクーポン券の利用

— 富山おみやげクーポン券について —

宿泊事業者から「おみやげクーポン券」を配付

旅行会社窓口で
旅行商品をご購入の方

WEBで旅行商品
をご手配の方

宿泊施設で直接
宿泊商品をご購入の方

宿泊施設にてチェックインの際にクーポン券をお渡しください。

平日：3,000円（3枚）、休日：1,000円（1枚）配付



— 富山おみやげクーポン券の利用 —

富山県内の加盟店にて富山おみやげクーポン券が利用可能

加盟店舗対象

「富山で休もう。とやま観光キャンペーン」
事務局の登録を受けた店舗・施設が
対象となります。



利用方法

利用可能店舗にておみやげクーポンを
利用してお支払い。
※お釣りは出ません。



— 利用期間 —

宿泊を伴う旅行：チェックイン日～チェックアウト日
日帰り旅行：旅行当日

- 新型コロナウイルス感染症の状況により、配付及び利用を停止することがあります。
- 2022年10月11日以降に開始する旅行から利用可能です。

— 利用エリア —

富山県内 キャンペーン加盟店のみ

- 本キャンペーンに加盟店登録済みの店舗のみご利用可能です。
- 利用可能店舗には、右記のステッカーが掲示されます。
- Go To トラベル事務局の登録のみの店舗では、ご利用いただけません。



富山おみやげクーポン券について

① 富山おみやげクーポン券の仕様

- クーポン券は、1枚 額面1,000円となります。
- クーポン券は、下記のように半券切取りのミシンが入っています。
 - ・チケット左側の**券の換金用片（大）**は、**換金時に送付するチケット**です。
 - ・チケット右側の**半券（小）**は、**換金時に加盟店に保管いただく半券**です。
- クーポン券は、下記のような仕様です。
 - ※クーポン券は、複製防止用特殊印刷が施され、管理番号に基き管理されています。
 - ※クーポン券は、**100枚束毎に梱包**されています。

● 富山おみやげクーポン券の配付条件

平日：3,000円(1人1泊)／休日：1,000円(1人1泊)

※配付枚数は、富山おみやげクーポン券配付カレンダー（P24～26）を参照してください

② 配付時の注意事項

● 富山おみやげクーポン券（表面）の有効期限の記入

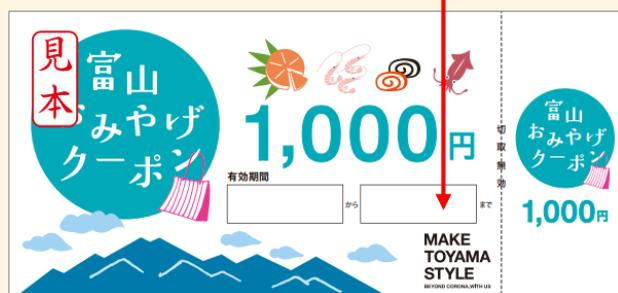
クーポン券の配付時、**宿泊施設にて表面に有効期限のご記入**をお願い致します。

● 富山おみやげクーポン券（裏面）

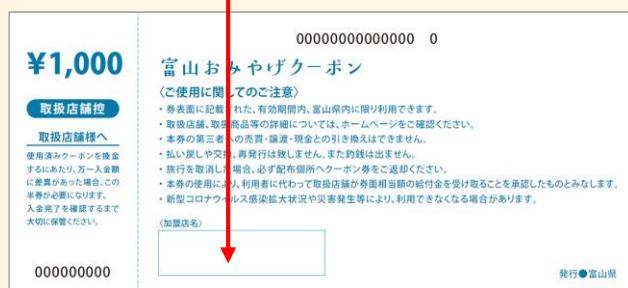
配付時に宿泊施設にて
有効期限を記入してください。
※手書きまたはスタンプを押印

換金用片（大）

半券（小）



こちらは加盟店使用欄の為、
絶対に押印しないでください



※有効期限は、チェックイン日 及び チェックアウトの日付を記入

③ 注意事項

- 富山おみやげクーポン券は、半券を切り離さない状態が有効となります。
- 販売前及び販売時の富山おみやげクーポン券の紛失に注意してください。
万が一、紛失が発生した場合は、事務局は一切の責任を負いませんので、ご注意ください。
- 販売前及び販売時の富山おみやげクーポン券の破損や汚れに注意してください。
大きく破損している場合は、無効となる可能性もありますので、取り扱いにご注意ください。

富山おみやげクーポン券配付カレンダー (< 2022年10月 > 平日・休日 適用カレンダー)

1日(土)		16日(日)	平日 3,000円
2日(日)		17日(月)	平日 3,000円
3日(月)		18日(火)	平日 3,000円
4日(火)		19日(水)	平日 3,000円
5日(水)		20日(木)	平日 3,000円
6日(木)		21日(金)	平日 3,000円
7日(金)		22日(土)	休日 1,000円
8日(土)		23日(日)	平日 3,000円
9日(日祝)		24日(月)	平日 3,000円
10日(月祝)		25日(火)	平日 3,000円
11日(火)	平日 3,000円	26日(水)	平日 3,000円
12日(水)	平日 3,000円	27日(木)	平日 3,000円
13日(木)	平日 3,000円	28日(金)	平日 3,000円
14日(金)	平日 3,000円	29日(土)	休日 1,000円
15日(土)	休日 1,000円	30日(日)	平日 3,000円
		31日(月)	平日 3,000円

富山おみやげクーポン券配付カレンダー (<2022年11月> 平日・休日 適用カレンダー)

1日(火)	平日 3,000円	16日(水)	平日 3,000円
2日(水)	平日 3,000円	17日(木)	平日 3,000円
3日(木・祝)	平日 3,000円	18日(金)	平日 3,000円
4日(金)	平日 3,000円	19日(土)	休日 1,000円
5日(土)	休日 1,000円	20日(日)	平日 3,000円
6日(日)	平日 3,000円	21日(月)	平日 3,000円
7日(月)	平日 3,000円	22日(火)	平日 3,000円
8日(火)	平日 3,000円	23日(水・祝)	平日 3,000円
9日(水)	平日 3,000円	24日(木)	平日 3,000円
10日(木)	平日 3,000円	25日(金)	平日 3,000円
11日(金)	平日 3,000円	26日(土)	休日 1,000円
12日(土)	休日 1,000円	27日(日)	平日 3,000円
13日(日)	平日 3,000円	28日(月)	平日 3,000円
14日(月)	平日 3,000円	29日(火)	平日 3,000円
15日(火)	平日 3,000円	30日(水)	平日 3,000円
		31日(木)	平日 3,000円

富山おみやげクーポン券配付カレンダー (<2022年12月> 平日・休日 適用カレンダー)

1日(木)	平日 3,000円	16日(金)	平日 3,000円
2日(金)	平日 3,000円	17日(土)	休日 1,000円
3日(土)	休日 1,000円	18日(日)	平日 3,000円
4日(日)	平日 3,000円	19日(月)	平日 3,000円
5日(月)	平日 3,000円	20日(火)	平日 3,000円
6日(火)	平日 3,000円	21日(水)	平日 3,000円
7日(水)	平日 3,000円	22日(木)	平日 3,000円
8日(木)	平日 3,000円	23日(金)	平日 3,000円
9日(金)	平日 3,000円	24日(土)	休日 1,000円
10日(土)	休日 1,000円	25日(日)	平日 3,000円
11日(日)	平日 3,000円	26日(月)	平日 3,000円
12日(月)	平日 3,000円	27日(日)	平日 3,000円
13日(火)	平日 3,000円	28日(月)	
14日(水)	平日 3,000円	29日(火)	
15日(木)	平日 3,000円	30日(水)	
		31日(木)	

補助金額精算の流れ

毎月末日を締日として精算を行います。

※月をまたいで連泊する利用者がある場合は、チェックアウト日を基準に精算いたします。

(例：10/30～11/2で連泊する利用者があった場合、11月分の精算として計上されます)

補助金申請システムから補助金額確定申請

※換金スケジュールは下表を参照してください。

補助金額明細書と補助金適用証明書の確認作業

事務局より「補助金額明細書」をメールにてお送りします。

事業者様は、「補助金額明細書」の内容をお手元にある「補助金適用証明書」と照合し、差異がないかご確認をお願いします。

「補助金額明細書」は、締日から5営業日を目安に事務局からメールにて送付します。

照合完了連絡

事務局から送付しました「補助金額明細書」について、照合が終わりましたら、「補助金額明細書」の下部にある署名欄にご記入頂き、事務局へメール（もしくはFAX）にて送付してください。

※差異があった場合、事務局までご連絡ください。

※ご返信頂けなかった場合、お振込み手続きができません。必ずご返信をお願いします。

補助金額の振込

※手続きに遅延などが生じた場合、振込が遅れる場合があります。あらかじめご承知おきください。

※補助金適用証明書の保管（5年）をお願いします。

※事務局が必要と認めたときは、補助金適用証明書を確認させて頂くことがございます。

回	精算対象日	精算申請締日 ※1	(事務局より) 補助額明細書到着日	事務局へ確認済連絡締日 ※2	振込予定日
①	10/11 (火) 宿泊～ 10/31 (月) チェックアウト分	11/3 (木・祝)	11/10 (木)	11/17 (木)	11/28 (月)
②	11/1 (火) チェックアウト～ 11/30 (水) チェックアウト分	12/3 (土)	12/9 (金)	12/16 (金)	12/26 (月)
③	12/1 (木) チェックアウト～ 12/28 (水) チェックアウト分	1/2 (月)	1/11 (水)	1/18 (水)	1/24 (火)

※1：当該期間中、補助金申請システム上でステータスを「精算前」から「精算中」に変更してください

※2：補助金適用証明書と照合し、差異があれば事務局へ連絡してください。

補助金額明細書(見本)

補助金額明細書

(例) 富山太郎旅館		事業者チェック欄 <input type="checkbox"/>				
申請ID	代表者氏名	旅行開始日	延べ人数	旅行代金合計	補助金額合計	適用証明書と相違なし
999999	富山太郎	2022年10月11日(火)	5	¥100,000	¥25,000	OK
888888	日本花子	2022年10月15日(土)	2	¥80,000	¥10,000	OK
.
.
.
111111	高岡次郎	2022年10月25日(火)	3	¥60,000	¥15,000	OK
				総旅行代金合計	総補助金額合計	
				¥240,000	¥50,000	

補助金適用証明書と補助金額明細書に相違がないことを確認しました。

確認日：2022年／2023年 月 日

事業者名

担当者氏名

事務局からの電話連絡を希望する電話番号

() -

※不備があった場合は事務局より連絡させていただく場合がございます。

富山おみやげクーポン券の配送・保管について

富山で休もう。とやま観光キャンペーン

1) 富山おみやげクーポン券在庫不足時の請求について

※次の方法により、事務局宛に請求してください。

請求方法

- 下記、請求様式を使用し、**100枚束単位**で事務局宛に F A X にて報告してください。
(当日受付は12時までです。)
- ※ **請求日から4営業日以内に配送業者より直送いたします。**

◆ 在庫補充請求 申請書類



富山で休もう。とやま観光キャンペーン事務局
「富山おみやげクーポン券 在庫補充請求書」

【請求先】「富山で休もう。とやま観光キャンペーン事務局」宛
※当日12時まで受付
※請求日から4営業日以内に送付します。

F A X 番号： 076-443-2743

請求日 年 月 日

会社名

送付先住所 〒 県 市

担当者名 電話番号

請求束数 束 ※1束(100枚)単位

※ お急ぎの場合は、直接お電話願います。

富山で休もう。とやま観光キャンペーン事務局 TEL 076-443-2737

富山おみやげクーポン券 在庫補充請求書は
「富山で休もう。とやま観光キャンペーンHPより
ダウンロードしてください

◆ 在庫補充請求書類について

下記、必要事項をご記入の上、
「富山で休もう。とやま観光キャンペーン」事務局宛に
FAXにてお送りください。

《記入必須項目》

- ① 請求日 ② 会社名 ③ 郵便番号・送付先住所
④ 担当者名 ⑤ 電話番号
⑥ 請求束数 ※1束単位 (100枚)

《F A X 番号》

076-443-2743

2) 富山おみやげクーポン券の配送等について

①おみやげクーポン券の配送

- クーポン券の配送は、ゆうパックにて配送します。
- クーポン券が届きましたら、『納品枚数』を確認してください。



②富山おみやげクーポン券の梱包

- 富山おみやげクーポン券は、**100枚毎**に梱包されています。

③富山おみやげクーポン券の保管

- 富山おみやげクーポン券は金券ですので、施錠できる鉄庫等に保管してください。

○ キャンペーン期間終了後のおみやげクーポン券残券の返却について

① キャンペーン終了後、事務局よりメールを送信

- キャンペーン終了時、事務局より案内メールを送信いたします。
メールにはクーポン券残数記入票を添付いたします。以下の手順に従って返却の準備を進めてください。

② 富山おみやげクーポン券残券冊数の確認

- 富山おみやげクーポン券残券の枚数の確認をお願いします。
※裏面の管理番号のチェックは不要です。枚数のみを確認してください。
※未開封の梱包がある場合は束単位の100枚で計算してください。開封して確認する必要はありません。

③ 富山おみやげクーポン券残券の梱包・返却

- 返却時に段ボールに封入するもの
 - ◎ 残クーポン券
 - ◎ 汚損したクーポン券
 - ◎ クーポン券残数記入票
- 右記、「クーポン券残数記入票」に必要事項をご記入の上、1枚コピーしてください。
原紙を富山おみやげクーポン券と一緒に梱包してください。
※コピーは事業終了後まで保管してください。
- クーポン券残券を段ボールで梱包し終わりましたら、
事務局に着払いにてお送りください。

◆クーポン券残数記入票(見本)

富山で休もう。とやま観光キャンペーン
富山おみやげクーポン券残数記入表

本紙は、返却する残富山おみやげクーポン券と一緒にダンボールの中に入れて梱包してください

【記入内容】

返却日	年	月	日
会社名	株式会社 □□□□□□□□		
集荷先住所	〒 □□□□ □□□□ □□□□		
担当者名	姓	名	
	電話番号		
①残おみやげクーポン券枚数			枚
②汚損分 おみやげクーポン券枚数			枚
合計冊数 (①+②)			枚

※返却するクーポン券枚数は本紙の①～②の合計値に記入し、返却するクーポン券の枚数と一致するようにしてください。

クーポン券残数記入票

「クーポン券残数記入票」には以下の項目がございます。①～③は事務局入力、④は各宿泊施設手書き箇所です。

①事務局から各宿泊施設に発送した富山おみやげクーポン券の総数

(※「総数」には県民割(=「地元で愉しもう!とやま観光キャンペーン」)期間中に発送した分を含みます)

②各宿泊施設が配付した富山おみやげクーポン券の総数

(※「総数」には県民割(=「地元で愉しもう!とやま観光キャンペーン」)期間中に配付した分を含みます)

③残券枚数(上記①-②)

(※お手元に残っていると事務局が認識している枚数です)

④汚損券枚数

(残券枚数の内、何枚が汚損券に該当するかを記入してください)

※上記③の数値とお手元のクーポン券残券枚数が合わない場合は、返送前に必ずメールにて事務局へご一報ください

■ 保管が必要となる書類について

富山で休もう。とやま観光キャンペーン

保管が必要となる書類

補助の対象となる商品の販売において、必要となる保管書類は次のとおりです。詳細は補助金申請マニュアルを確認ください。

補助金申請にあたり、宿泊事業者は補助金適用証明書を必ず保管（5年）ください。

補助金申請システムの入力内容が正確であることを証明できる以下1～3の帳票を必ず保管してください。

その中には、

- 予約の内容を特定することができる番号
- 旅行代金補助金額
- 補助金適用後の支払額

が記載されている帳票が必要となります。

※以下書類の提出を求めた場合、申請内容の適格性が確認できるまで、補助金の支払いは保留となります。

※書類の提出や事情聴取等に応じていただけない場合、補助金の支払いができません場合がございます。

1. 旅行代金の請求から入金までの証明ができる書類

- 1 旅行者に発行した請求書
請求先氏名又は名称、発行者氏名又は名称、合計宿泊代金（販売補助金適用前代金計）、販売補助額、販売補助金適用後の旅行者支払額、請求内容、旅行年月日を記載したもの
- 2 領収書
内訳（宛先、金額、発行日、事業者名等）及び入金方法（現金、クレジットカード、振込等）が記載されたもの
- 3 明細書類 ①～③のいずれか
 - ①現金の場合：入金を確認できる事業者の帳票、出納帳等
 - ②クレジットカードまたは電子マネー利用の場合：事業者控え、利用データ等
 - ③振込みの場合：振込みを証明できる利用口座の通帳コピー、振込データ等

2. その他

その他必要な書類として富山県事務局が指定した一切の情報

旅行業・宿泊業における ワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン【概要版】

以下は「ワクチン・検査パッケージ」を活用するためのガイドライン概要版です。詳細につきましては、観光庁発表の「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」を参照ください。

●各場面での運用方法

①宿泊施設・旅行会社で商品造成・販売時

●確認作業を考慮したツアー時間の設定、確認作業の場所確保	
●明記事項	
販売条件 (いずれか)	以下のいずれかの提示を宣誓させる。 ・ワクチン接種済証等(3回目接種) ・PCR検査、抗原定量検査等確認日の3日前以降の検体採取による検査結果が陰性であること ※抗原定性検査の場合は前日又は当日
検査結果 通知書	①受検者氏名②検査結果③検査方法④検査所名⑤検体採取日⑥検査管理者氏名 ⑦有効期限が明記されているものを利用。 ※抗原定性検査を事業者の管理下で行い、検査結果通知書を発行する場合は、③検査方法の代わりに使用したキット名を、④検査所名の代わりに事業所名を記載。))
提示物	予防接種済証等を撮影した画像や写し等の提示も可能
取消料の明記 など	①条件を満たさない場合の対応 (検査結果が陽性の場合、検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合等)の対応(取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容、前日・当日の連絡先、参加可否等)。 ②複数人の参加者のグループの一部が条件を満たさない場合の同行者の対応 (取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容等)
検査費用に ついて	検査費用が代金に含まれる場合、検査費用が代金に含まれること、検査方法 (PCR検査等、抗原定性検査)、検体採取の方法(郵送検査、来店検査)
確認書類 持参忘れ	当日までにいずれかを確認できない場合、後日の提出は不可
●旅行者の同意事項	
利用条件	ワクチンを接種済又は検査結果が陰性であること
当日確認に ついて	予防接種済証等又は検査結果通知書を事前確認又は当日確認の際に確認を行う者に提示すること。
感染対策	旅行開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活すること。

※予防接種済証等の確認は、できる限り事前(販売時等)に行う。事前確認を行わなかった場合は、事前確認の状況について、当日確認を行う者に伝達する。

※「予防接種済証等」に関しては厚生労働省の以下のページをご確認ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

②販売後～旅行開始日宿泊日当日

実施事項	
本人確認	予防接種済証等又は検査結果通知書の事前確認を実施している場合は、当日のツアー開始時又はチェックイン時等に本人確認(下記 本人確認書類 参照)を行う。
本人確認者	<ul style="list-style-type: none"> ・添乗員付きツアーの場合は、添乗員等が行う。 ・添乗員が付かない日帰りツアーの場合は、集合場所に係員を配置する等の体制を確保して行う。 ・添乗員が付かない宿泊付きツアーの場合は、宿泊施設のフロントスタッフ等が行う。
予防接種済証等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・本人であること（身分証明書等により確認） ・3回目の接種年月日 ・（予防接種済証及び接種記録書の場合のみ）ワクチンのシール（3回分のシールが貼られていることを確認）
検査結果の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・本人であること（身分証明書等により確認） ・検査結果（陰性であることを確認） ・有効期限（旅行開始日において有効期限を過ぎていないことを確認。） ・検査方法（PCR検査等、抗原定性検査のいずれかであることを確認）

●条件を満たさない場合の運用

- ① 検査結果陽性の場合
 - ・医療機関又は受診・相談センターを紹介するなどして、受診につながるよう必ず促す。
 - ・同行者が陽性であり、本人がその同居人である等、濃厚接触者と考えられる旅行者については、保健所に相談する等の対応を促す。
- ② ①以外で条件を満たさない場合

（検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合、ワクチン3回目接種をしていない場合等）

 - ・旅行業者や宿泊業者が抗原定性検査を実施している場合又は抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合は案内を行う（検査キットは、薬事承認されたものを使用すること）

上記の抗原定性検査の実施が難しい場合

 - ツアーについては、ツアー販売時に示している対応方法（取消等）を案内する。
 - 宿泊サービスについては、予防接種済証等又は検査結果通知書の確認を条件としていない別の宿泊プランを提案する等の対応を必要に応じて行う。

●留意点

事業者の登録/感染防止策の維持・徹底/検査結果通知書の推奨様式

その他条件	
学校団体	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行い、ワクチン・検査パッケージは活用しない。
未就学児	<p>監護者が同伴する場合には、12歳未満は検査不要。</p> <p>ただし、自粛要請の対象となる場合(地域観光支援ではレベル2以下での適用となるため、まん延防止重点措置区域に係る県またぎ移動が該当)にあたっては、6歳以上12歳未満は検査が必要。</p>

本人確認書類

【本人確認】（下記1点で認められるもの）
 マイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・在留カード・特別永住者証明書・海技免状等国家資格を有することを証明する書類・障がい者手帳等福祉手帳・船員手帳・戦傷病者手帳・国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書

- （2点で認められるもの、次の①+①または①+②の組合せのみ可能）
- ①健康保険等被保険者証・介護保険被保険者証・年金手帳・年金証書
 - ②学生証・会社の身分証明書・公の機関が発行した資格証明書
- ・中学生以下の旅行者であって上記書類が揃わない場合は、本人の健康保険証で可

【別紙】

＜予防接種済証の場合＞

接種券		予約のみ		新型コロナウイルスワクチン接種済証 Certificate of Vaccination	
券種	2 ワクチン接種 1 回目	券種	1 予約のみ 1 回目	1回目	<p>3回分シールが貼られているか確認。</p>
請求先	〇〇県〇〇市 123456	請求先	〇〇県〇〇市 123456	接種年月日	
接種券番号	1234567890	接種券番号	1234567890	2021年	
氏名	厚生 太郎	氏名	厚生 太郎	性別	男
 QRライン (18桁)		 QRライン (18桁)		接種場所	
券種	2 ワクチン接種 2 回目	券種	1 予約のみ 2 回目	2回目	<p>運転免許証等により、本人のものか確認。</p>
請求先	〇〇県〇〇市 123456	請求先	〇〇県〇〇市 123456	接種年月日	
接種券番号	1234567890	接種券番号	1234567890	2021年	
氏名	厚生 太郎	氏名	厚生 太郎	性別	男
 QRライン (18桁)		 QRライン (18桁)		接種場所	〒〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇
<p>接種を受ける方へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。 ●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。 					
氏名		厚生 太郎		性別	
生年		〇〇年〇〇月〇〇日		接種券番号	
接種年月日		〇〇年 〇〇月 〇〇日		備考	
〇〇県〇〇市長 日本 一 郎					

＜接種記録書の場合＞

新型コロナウイルスワクチン接種記録書
Record of Vaccination for COVID-19

<p>1回目</p> <p>接種年月日</p> <p>接種券番号</p>	<p>2回目</p> <p>接種年月日</p> <p>接種券番号</p>
--------------------------------------	--------------------------------------

氏名 : _____

住所 : _____

生年月日 : 年 月 日

新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた医療従事者等の方へ

- 上記の接種記録書は、2回目の接種でシールを貼付しますので、2回目の接種にもご持参ください。接種記録書は、接種の記録となりますので、大切に保管してください。
- 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。(発行まで時間を要する場合があります。)
- 後日、市町村から郵送される接種券は、使用しないでください。
- 2回目の接種時に、「接種券付き予約券」と「接種記録書」をご持参ください。

新型コロナウイルスワクチンに関する注意事項

- ワクチン接種時に、接種に異常があるとき
 - ⇒ ワクチンの接種を受けた医療機関・おかりつけ医・市町村の相談窓口
- 予防接種による健康被害についての相談(救済)に関する相談
 - ⇒ 市町村の予防接種担当部門

新型コロナウイルスの詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。右のQRコードからアクセスできます。

<接種証明書の場合>

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書 Vaccination Certificate of COVID-19	
姓(姓姓) (姓姓) 名(氏名) [Surname/Given surname] (Alternative surname) Given name (Alternative given name)	
生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)	
国籍・地域 [Nationality/Region]	
パスポート番号 [Passport Number]	
1回目接種 [First Dose]	2回目接種 [Second Dose]
ワクチンの種類 [Vaccine Type]	ワクチンの種類 [Vaccine Type]
メーカー [Manufacturer]	メーカー [Manufacturer]
製品名 [Product Name]	製品名 [Product Name]
製造番号 [Lot Number]	製造番号 [Lot Number]
接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)
接種国 [Country of Vaccination]	接種国 [Country of Vaccination]
証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]	
日本国厚生労働大臣 [Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]	
証明書ID [Certificate Identifier]	証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD)

運転免許証等により、本人のものか確認。

3回接種しているか確認

出典:厚生労働省ホームページ

(紙で発行する場合の記載例)

検査結果通知書

本通知書における検査結果は、新型コロナウイルス感染者の患者であるかどうかの診断結果を示すものではありません。

受検者氏名 ○○ ○○ (フリガナ ○○ ○○)

検体採取日^{※1} 2022年○月○日

検査結果 **陰性** ・ 陽性 ・ 判定不能^{※2}

有効期限^{※3} 2022年○月○日

検査方法 **PCR検査等** ・ 抗原定量検査 ・ 抗原定性検査

検体 **唾液** ・ 鼻腔ぬぐい液 ・ 鼻咽頭ぬぐい液

使用した検査試薬又は検査キット名 ○○ ○○

※1 検査日のみがわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。

※2 判定不能は陰性として取り扱うことはできないため、再度の検査を受けてください。その際、適宜検査の申込みをした事業者等とご相談ください。

※3 有効期限：PCR検査等は採取日+3日、抗原定性検査は検査日+1日

事業所名(又は検査所名)^{※4} ○○ ○○

検査管理者氏名 ○○ ○○

※4 PCR検査等・抗原定量検査の場合は、検査分析を行った検査所名を記載。

【陽性の場合】

医療機関を受診してください。

受診・相談センターに電話し受診先について相談してください

健康フォローアップセンター等に電話し対応を相談してください(当該検査による結果の登録を受け付けている場合)

電話番号 03-xxxxx-xxxxx

運転免許証等により、本人のものか確認

陰性であることを確認

有効期限内であることを確認

いずれかの検査であることを確認

マニュアルを更新した際の変更箇所について

Ver	更新日	更新内容
Ver.2	2022/10/12	<ul style="list-style-type: none">・ P8、P38：本人確認書類にマイナンバーカードを追加・ P41：検査結果通知書を最新の様式に・ その他微細な文言の修正
Ver.3	2022/10/20	<ul style="list-style-type: none">・ P14：1ページ追加（補助の対象外となる宿泊商品について）
Ver.4	2022/11/25	<ul style="list-style-type: none">・ P3・P4：期間延長反映。 キャンペーン終了日：12/20→12/27・ P21：「最低宿泊代金 平日・休日カレンダー」更新・ P27：「富山おみやげクーポン券配付カレンダー」更新・ P29：精算スケジュール更新
Ver.5	2022/12/12	<ul style="list-style-type: none">・ P34：残券返却方法のページを更新

富山で休もう。とやま観光キャンペーン事務局

●お問合せ先番号

- ①一般利用者用 076-443-2733
- ②加盟店・宿泊施設用 076-443-2737
- ③旅行会社用 076-443-2740

受付時間：平日 10：00～17：00（休み：土・日・祝日）

●FAX送付先番号

FAX **076-443-2743**

●e-mail

toyama-yasumo@16.tripwari.jp

●HPアドレス

「富山で休もう。とやま観光キャンペーン」特設サイト

<https://www.info-toyama.com/yasumo>